

水郷桜イルミネーション「台湾フェスティバル」出店者募集要項

1 日 時

令和6年12月7日（土）、8日（日） ※雨天決行、荒天中止

販売時間：午後4時00分～午後9時00分

搬入時間：午後2時30分～午後3時30分

搬出時間：午後9時00分～午後9時30分

2 会 場

霞ヶ浦総合公園オランダ型風車南側エリア

3 出店場所

別添（レイアウト図）のとおり

4 販売内容

台湾フード及び台湾ドリンク

※ 詳細については、事務局にお問合せください。

5 出店募集数

（1）キッチンカー：7店舗程度（1区画：3m×7m程度）

（2）テント：3店舗程度（1区画：3m×3m程度）

※ 希望者多数の場合は、公開抽選により決定いたします。

以下の日程で抽選を行いますので、観覧希望者はお越しください。

【公開抽選日】10月31日（木）15：00～ 水郷体育館 視聴覚室

6 出店料

2,000円／1日

※ 出店料は当日、係員が集金いたしますので、釣銭のないようご協力願います。
領収書はその場でお渡しします。

7 備品について

販売に必要な備品については、すべて出店者をご用意ください。

8 出店資格

出店者は、次の何れかの条件を満たす個人、法人、任意団体であること。

（1）土浦市に在住する者

（2）土浦市に勤務する者

（3）茨城県内で営業する者（営業許可書の住所が茨城県内にある者）

（4）過去に水郷桜イルミネーションへの出店実績がある者

（5）別途当推進委員会が認める者

9 出店者の制限

次の項目に掲げる業種及び者は出店することができません。

- (1) 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）
- (2) 破産者であって復権していない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者又はその繋がりがあると認められる者
- (4) 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- (5) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴されたもので判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- (6) 社会問題を起こしている者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の申立てがなされている事業者及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続の申立てがなされている事業者
- (8) 市税を滞納している者（他市町村に在住する者は居住地の税とする。）
- (9) 法令に違反している者
- (10) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められた者
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされない者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、推進委員会が不適当と認める業種及び者

10 禁止品目

- (1) 公序良俗に反する商品又は法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品若しくはサービスを提供するもの
- (2) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれがあるものの消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (3) 青少年の保護及び健全な育成の観点から適切でないもの
- (4) 消費期限及び賞味期限が過ぎた飲食物又は当該飲食物を使用して調理したものの及び当推進委員会が不適当と判断したもの
- (5) 前5号に掲げるもののほか、推進委員会が不適切と判断した商品

11 申請方法（募集から出店までの手続きの流れ）

【募集受付期間】 令和6年9月18日(水)～10月25日(金)必着

【提出書類】 ① 出店申請書
② 営業許可証の写し（通常出店者は提出不要）
③ 直近の納税証明書（通常出店者は提出不要）

【書類の提出】 申請書は水郷体育館窓口で受け取るか、水郷桜イルミネーションの公式ホームページよりダウンロードしてく

ださい。必要事項を記入し、必要書類を添えて水郷体育館窓口へ直接提出又はメールにてご提出ください。

【内容確認（審査）】 令和6年10月28日(月)～

【出店許可書の送付】 令和6年11月 5日(火)～

1 2 出店者の選考方法

提出された書類を審査の上、決定します。審査等に関する問合せについては、一切応じられませんのでご了承ください。

1 3 営業の許可条件

出店に当たり、次に掲げる事項について遵守してください。

- (1) 指定場所以外での販売を行わないこと。
- (2) 販売時間及び区画を遵守すること。
- (3) 出店場所及び周辺の美化に努めること。
- (4) 必要以上の営利目的となる広告物等の設置を行わないこと。
- (5) 保健所の許可が必要な商品を販売する場合は、事前に出店者の責任で申請しその許可書の写しを提出すること。
- (6) 食品衛生法等の法令及び基準を守り、適正に販売すること。
- (7) 出店の際に出るゴミは店舗ごとに持ち帰ること。また、飲食後の販売物のゴミについても、各店舗で回収・持ち帰ること。
- (8) 火気を使用する場合は、周辺の安全対策と火災防止に努めること。
- (9) 販売する商品には、適正な表示を行い、価格を明示すること。
- (10) 申請書記載以外の商品等を販売しないこと。
- (11) 出店権利を第三者に譲渡又は貸与しないこと。
- (12) プロパンガス及び発電機等を使用する場合には、法令に定める安全基準を遵守すること。
- (13) 危険物等を持ち込まないこと。
- (14) 搬入及び搬出時は、公園利用者の安全に配慮すること。
園内を移動させるときは、ハザードランプを点滅させ最徐行（10km/h以下）すること。
- (15) 公園内の施設、工作物及び設備等を損傷した場合には、速やかに事務局に報告するとともに出店者の責任において現状復旧すること。
- (16) 出店に際しての事故、苦情等については出店者がその責任の一切を負うものとする。また、不測の事態等が生じた場合には、誠実かつ適切な対応をするとともに、その情報を事務局に報告すること。
- (17) 退園時は、周辺を清掃するとともに原状回復すること。
- (18) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
- (19) 市又は推進委員会主催のイベント等への参加及び協力に努めること。

- (20) 出店の申請をしたキッチンカーを無断で変更しないこと。
- (21) 事務局に無断で出店を取りやめないこと。なお、出店を取りやめる場合は、速やかに事務局に報告するとともに、自店が運営するホームページやソーシャルメディア媒体等で周知すること。
- (22) 調理用水及び排水などは、園内設備等の使用はできませんので、営業に必要なものは全て出店者が用意すること。
- (23) 搬入・搬出時は必ずバリケードの開閉をすること。
- (24) 来場者のニーズ調査のため、台湾フェスティバル終了後に出店日ごとの売上金額を事務局に提出すること。
- (25) この要項又は公序良俗に反する行為を行い、出店を許可することが適切でないと認めるときは、出店の許可を取り消すことがあります。なお、この場合、出店者に損害が生じても推進委員会は補填、賠償等の責任は一切負いません。
- (26) 前各号に掲げるもののほか、当推進委員会が必要と認める事項を遵守すること。

1 4 出店許可証

搬入時ダッシュボード等外から見える場所に掲出してください。

1 5 駐車場

テントで出店される方は、公園内駐車場をご利用ください。

1 6 消防点検

午後 3 時 3 0 分から午後 4 時に消防署による点検がありますので、それまでには準備を完了していただきますようお願いいたします。

1 7 その他

(1) 中止について

荒天等により台湾フェスティバルを中止する場合には、開催当日、午前 1 0 時に水郷桜イルミネーションホームページにて発表いたしますので、各自ご確認ください。

(2) 災害等の対応等について

災害の対応、感染症防止等については、事務局係員の指示に従ってください。

1 8 問合せ先

水郷桜イルミネーション推進委員会

事務局：(一財)土浦市産業文化事業団（水郷体育館内）

〒300-0835 茨城県土浦市大岩田 1 0 5 1 番地

TEL:029-823-4811 FAX:029-823-4812

e-mail: t-jigyoudan@suigo.jp

公式 HP : <https://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page016508.html>

公式 Instagram: https://www.instagram.com/suigo_sakura2023/